

京都市告示第387号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成24年1月27日

京都市長 門川 大作

1 道路の名称

3・3・178号四条通

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東山区川端町，東山区宮川筋1丁目，中京区柏屋町，下京区斎藤町，下京区橋本町，下京区真町，下京区御旅町，下京区御旅宮本町，下京区貞安前之町，中京区東大文字町，下京区奈良物町，下京区立売東町，下京区立売中之町，下京区立売西町及び下京区長刀鉾町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)